

仕様書

1 案件名

事故車等排除業務委託（単価契約）

2 業務概要

大規模警備実施に伴い、交通の円滑化のため、事故、故障等により交通の妨げとなるおそれのある車両の排除を行うもの

3 業務委託期間

令和8年1月5日（月）

4 業務委託内容

- (1) 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態となった自動車、駐車車両又は落下物等の交通の障害となる物件を警察官の指示のもと、引起し、牽引等により排除し、現場から車両置場等まで搬送する業務
- (2) 故障等により自力で走行することができない状態になった自動車の危険を伴わない範囲の軽微な修理、応急的な燃料油脂の補給等の作業及びこれらに付随する業務
- (3) 事故、故障等により生じた道路上の油等を、液体吸着剤等を使用して道路障害を除去する業務
- (4) 排除した車両の所有者への引継業務及びこれに付随する業務

5 レッカー車の必要台数

(1) 大型レッカー車（1台）

自動車（車両総重量がおおむね3トン以上の車両）の引起し、吊り上げ、牽引等の作業が可能であり、かつ、車長12メートル級のバスの牽引等が可能な車両であること。

(2) 小型レッカー車（1台）

自動車（車両総重量がおおむね3トン未満の車両）の引起し、吊り上げ、牽引等の作業が可能な車両であること。

6 レッカー車及び作業員の待機時間

令和8年1月5日（月）午前9時から午後6時までの間

※ 待機時間内において、適宜休憩時間（1時間）を設けることとする。

※ 発注者の指示により、開始・終了時間が前後にスライドする場合がある。

7 レッカー作業する作業員の人数

レッカー各車両につき 1 人以上

※ なお、指定の待機時間内において作業員を交代させても構わない。

※ 作業員については、自動車運転免許（当該自動車の運転に必要な免許）、クレーン運転士免許、玉掛け技能講習修了等の必要な免許、資格を有すること。

8 レッカー車及び作業員の待機・配置箇所

発注者から別途指示する。

9 作業時間

発注者から別途指示する。

（レッカー作業見込み台数 各レッカー車、1台程度）

10 作業場所

三重県伊勢市内（発注者から作業場所・範囲については別途指示する。）

※ 急を要する場合は、隣接する市町においても対応するものとする。

11 事前準備

- (1) 業務に使用するレッカー車は、運行及び作業に支障のないよう事前に万全の整備・点検を行うこと。
- (2) 業務に使用するレッカー車には、取扱いに習熟した作業員を配置すること。
- (3) 業務に使用するレッカー車には、レッカー移動等を指示された場所に速やかに移動するためのナビゲーションシステム又は詳細な道路地図を車載すること。

12 事前提出書類

契約の相手方が決定後 1 週間以内に、次の書類を発注者に提出すること。

- (1) 作業員名簿（交代作業員・予備作業員を含む。）
- (2) 作業員（交代作業員・予備作業員を含む。）の自動車運転免許証の写し（カラ一）
- (3) 作業員（交代作業員・予備作業員を含む。）が有する排除作業に関する資格（クレーン運転士免許、玉掛け技能講習修了等）の証明書等の写し
- (4) 作業員（交代作業員）の体制及びスケジュール表
- (5) 責任者及び作業員（交代作業員・予備作業員を含む。）の連絡先一覧表
※ 連絡先として、携帯電話番号を必ず明記すること。
- (6) レッカー車として使用する車両（予備車両を含む。）の車体全体の写真（ナンバーの判読が可能なもの）
- (7) レッカー車として使用する車両（予備車両を含む。）に係る自動車検査証の写し

(8) 使用車両の事前車両整備点検状況表

13 契約金額

レッカー作業料は1台当たりの単価契約、レッカー作業料以外の経費については、
契約書記載金額での契約とする。

なお、車両の搬送先については、三重県伊勢市内の作業場所範囲とするが、状況
により隣接する市町まで及ぶ場合がある。

14 受注者の費用負担等

- (1) 集合場所に参集、帰還するために要する費用は、全て受注者の負担とする。
- (2) 有料道路等を走行したことに伴う通行料金は、受注者の負担とする。
- (3) 業務中に要するレッカー車の燃料、軽微な車両の修理、応急的な燃料油脂の補
給等の費用（レッカー作業料を除く。）は、全て受注者の負担とする。
- (4) 業務中の事故等が生じた場合、当該事故等の原因が専ら発注者の責に帰す場合
を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

15 業務の検査

受注者は、業務完了後、契約期間内に発注者に対して次の書類を提出し、検査を
受けた後、契約書に基づき、請求を行う。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 排除前の車両等の現状写真（車両を排除する場合は、必ずナンバーを含めて車
体全体・全景が写るように撮影すること。）
- (3) 排除後の現状写真
- (4) その他発注者が求める書類

16 見積書の提出

見積書の押印を省略する場合の記載事項

別添様式を使用し、三重県警察宛てに見積書を提出すること。

なお、国の契約等の手続において、見積書の代表者印、社印等の押印を省略す
る場合は、

- ・ 「書類の発行権者」の氏名（フルネーム）及び連絡先
 - ・ 「本件事務担当者」の氏名（フルネーム）及び連絡先
- を必ず記載すること。

17 その他

- (1) 集合時間、場所及び終了時間の詳細については、発注者から別途指示する。
- (2) 待機場所から作業現場までは警察官が誘導する予定であるが、指示は携帯電話
により行うので、作業員は常時携帯電話を携行し、業務の履行中、連絡を取れる

体制を確保すること。

- (3) レッカー車には、警察官は乗車しない。
- (4) 排除作業の実施に当たっての安全対策器材（発炎筒、セーフティコーン等の規制用器材又はヘルメット・安全チョッキ等の安全対策用被服等）をレッカーに使用する車両に装備していること。
- (5) 作業員を交代する場合は、発注者が指定する連絡先へ必ず連絡すること。
- (6) 各種関係法令に違反しないこと。
- (7) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その業務終了後もまた同様とする。
- (8) 令和7年12月26日（金）までに、発注者により当該委託業務の中止が決定された場合は、契約を無条件で解除するものとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者で協議して決定する。